

第 11 回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和 2（2020）年 9 月 11 日（金）午後 7 時～

場所：やわらぎ会館 4 階多目的ホール

1. 開催要件の確認について

委員 15 名中 12 名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【会長】

みなさんこんばんは。今日は条例案の後半部分の議論を始めるということで、前回に引き続き条例の一通りを見ていくこととなります。前回いただいた修正点は今日の後半でご議論いただくこととなりますが、だんだんと条例の姿かたちが見えてきたかなというところで、皆さんとさらにしっかりと議論を重ねていけたらと思っています。

まちづくりの基本をどう考えていくのか、基本条例ですので、どうしても一般的な事柄が中心になってしまって、場合によっては少し理解が難しいところや本当にみんな分かってくれるだろうかという疑問もいろいろなところで湧いてくることもあるかと思います。

また、非常に大きな投網をかけるような条例の形になっていますが、大きな網をかけていますので、網の目の間からこぼれ落ちるところも多いかもしれません。そうしたところも、しっかりと議論の中で詰めていっていただければと思っています。

2. 条例素案及び逐条解説（後半部分）について

事務局から、資料 1「（仮称）まちづくり基本条例 条文素案&逐条解説案 第 12 条から第 17 条」をもとに、第 12 条から第 17 条までの条文素案と解説案の説明後、3～4 人 1 グループで説明箇所について意見交換を行った。その後、全体で以下の議論があった。

○第 12 条 参画と協働の推進

【委員】

- ・第 2 項を読むと、公共的課題の解決、公共的サービスの提供など全部を町民がやりなさいという意味に取られてしまうのではないか。それでは住民としては受け入れかねる。

【事務局】

そのように読み取られる危険性があるのであれば、表現等を再度検討したい。
誤解を生まない表現ができるのか、改めて検討する。

【会長の見解】

考え方としては、当然、町民に何もかもやれということではなく、これまで行政ではなかなか解決できなかった問題や従来やってきたサービスをもっと質の高いものにしようという試みをするときに、行政だけではうまくいかないの、住民の皆さんと連携、協力して進めていきたいと思いますという趣旨。ただし、表現できていないところもあるので、表現の仕方を工夫する。

【委員】

・「町民がその担い手となれるよう」ではなく、例えば「町民の自主的な活動を推進するために」といった文言にしてはどうか。

【事務局】

今回の条文は広陵町の条例を参考にした。内容はほぼ同じだが、町民という形の特定が好ましくないなので、「町民がその担い手となれるように」のところを「多様な主体がその担い手になれるように」としている。

当然、公共的な課題の解決には協働して取り組むことが望ましいので、意見を踏まえて適切な条文を検討していきたい。

【会長の見解】

町民の自主性を尊重するという観点で、行政と町民が協働してより良いまちをつくっていく活動を進めていく、その町民の活動を行政としても支えていく、という表現になるだろう。

【委員】

・公共的課題の解決の担い手というのは分かるが、公共的サービスの提供の担い手というのはおかしいのではないかと。

まちづくり協議会に公共的サービスを委ねるかどうかはまだ決まっておらず、そもそもまちづくり活動の参画と協働なので、公共的課題の解決を民間での活動を通じて行うということだと思う。先ほどの「町民の自主的な活動を推進するために」という条文案もそういう意味だと思う。

【事務局】

公共的サービスの担い手というのは、のちの第14条「まちづくり協議会」に出てくるが、例えば自治会館やコミュニティ施設などの公共施設を地域の住民が協働して担うということを想定している。

あくまで行政の押しつけとは違い、地域のことは地域で管理・運営した方がよいという提案によって、その一部を行政が委任するイメージ。

冒頭に指摘いただいたように、町民限定だと好ましくないということで、町民だけでなく町と協働で取り組むことが基本なので、担い手の主語を変えることが望ましいかと考える。

【会長の見解】

第12条第2項は、行政も含めたいろいろな担い手が公共的な課題を解決するために協働をしていくということ、協働関係をつくっていくときに行政はしっかりと支援をしていくことといった観点で条文を整理していただければ。

【委員】

・今まで「まちづくり」という表現をしてきたが、第3項では急に「町政」という言葉に変わっている。あえて「町政」にした方がよいのか、「まちづくり」にした方がよいのか、検討してほしい。

【会長の見解】

「町政」と「まちづくり」では、重なっているところもあるが相互にずれているところもあるので、事務局で整理する。第3項は行政への参加が書かれているので、「町政」という言葉を使っていると理解している。言葉の使い方について、事務局から説明をしっかりといただければ。

○第13条 コミュニティの形成

【委員】

- ・前に比べると良くなった。

○第14条 まちづくり協議会

【委員】

- ・第3項で、「行政は、まちづくり協議会の活動に対して、必要な支援を行うことができます。」と書かれているが、行政の立場とまちづくり協議会の立場のどちらの立場で読むのかで、捉えられるニュアンスが変わってくるように思う。

具体的な修正案として、文末を「必要な支援を行うものとします。」と言い換えれば、どの立場で読んでも同じ意味合いになるかと思う。

- ・第4項に違和感がある。まちづくり協議会が具体的にどういう組織かというのは書いていないが、まちづくり協議会の意向だけで行政の事業の一部をまちづくり協議会に委ねることができるという具体的な権限が書かれている。

まちづくり協議会がどのような組織で、まちづくり協議会の意向がどうなるか分からないうちに、今まで行政がやっていたものをまちづくり協議会に移して、はたして行政と同じぐらい公平性を確保できるのかというところが気になる。

また、まちづくり協議会が行政の事務事業の一部を任せただけの組織だと読めてしまうので、まちづくり協議会が何をするのかを書かないと違和感がある。自主的なコミュニティの活動を取り上げて応援するだとか、積極的なことも担ってほしい。

第4項だけ具体的なことを書いてしまうと、いきなりまちづくり協議会の意向だけで事業を移せることが定まってしまうので、もっと工夫がいるのかと思う。

【事務局】

- ・第4項について、この条文は生駒市の条例を参考としている。ただし、まちづくり協議会のあり方の部分は、逐条解説案に「まちづくり協議会のあり方や具体的な活動内容や仕組み等については、これから十分に検討を進める必要がある」と書いていて、第5項にも「前各項に関することは、別に定めます。」としている。まちづくり協議会のあり方自体がまだまだ検討段階のため、このような書き方をしている。「事務事業の一部」ということで、逐条解説案に書かれているように、行政が行ってきた地域内の公共施設の管理やサービスの提供を、地域の方から求められたときには委任して、必要な経費は行政が措置を行うことを想定して定めている。

【委員】

- ・まちづくり協議会ができた場合には、というような条文の読み方になるが、「まちづくり協議会の意向により」と、手続きもできていないのに書くことが、違和感がある一つだと思うので、「意向は反映しつつ、別に定める手続きにより」ということにしたらよい。

【会長の見解】

具体的な内容については、すべての項目について別に定めますとなっているが、第4項は特に疑問点が多いので、別に定めるという規定を入れてはどうかという意見をいただいた。

【委員】

- ・第1項で町民が主体的にまちづくり協議会を設置することになっているが、第5項では、「前各項に関することは別に定めます。」となっていて、逐条解説案のところでも、「これから十分に検討を進める必要があり、本条例とは別に定めることとしています。」とある。

まだまちづくり協議会をつくるかどうか未定なのに、別に定めるということは、実質的には行政が中心につくっているのではないかと思われてしまう。本音と建前がごちゃごちゃになっている感じがする。

今の話を聞いていると、「行政は町民の参画と協働を得て進める」ということにしないと、やっていけないのではないか。

まちづくり協議会はボランティアな組織なのか、それとも町に付属する組織なのか、その辺がもやっとしている感じがする。

【委員】

- ・第1項に「主体的に地域課題を解決するため」とあるが、地域課題だけではなく、新しい課題にも取り組めるまちづくり協議会であってほしい。そういう文言が欲しい。

【委員】

- ・文言として、「町民は、主体的に地域課題を解決するため」や、第12条の中での「町民がその担い手となれるよう」のところなどは、町民に仕事を投げてしまおうと言っているという捉え方をされてしまう。

「地域課題を解決するため」ではなく、「まちづくり推進のため」というような文言の使い方をし、町民をあまり刺激しすぎないようにしてほしい。

【会長の見解】

行政の役割を放棄するようなまちづくり協議会を作ってもらっては困るということでもあるが、あくまでもまちづくり協議会はまちづくりのために自主的・自発的に町民の皆さんが作るもので、その活動を行政が支えていくことが本当のまちづくりにつながるという趣旨で一貫させないと変だろろうというのが委員の意見だったと思う。

【委員】

- ・総合計画では「地域自治協議会」という言葉を使っていたが、それと「まちづくり協議会」では違いがあるのか。

【事務局】

総合計画では「地域自治協議会」という言葉を使っているが、事務局としては同義語として「まちづくり協議会」を考えている。ひらがなで柔らかい印象のある「まちづくり協議会」を条例で使いたい。

【委員】

- ・まちづくり協議会を設置すること自体に反対するつもりはない。

第14条でいろいろな意見が出たが、整理し直さないとこのままでは誤解が生じる。

【会長の見解】

第14条は、事務局で全面的に見直してもらい、まちづくり協議会の本来のあり方や行政の関わり方について、次回に向けて整理してもらおう。

○第15条 参画機会の保障及び充実

【委員】

・第1項から第4項まで「町民」という言葉になっているのが、第6項と第7項だけ「住民投票」と、「住民」という言葉を使っている。「町民投票」という言葉はないが、ここはやはり「住民投票」か。

【事務局】

第15条第6項と第7項については、住民投票のことを規定する条文なので、ここでは「町民」ではなく、狭義の「住民」という言葉を使っている。

【会長】

町民というのは、町内で働いている人や通学をしている人まで幅広く考えようということで、審議会で議論してきた。ですが、住民投票をする権利がある人は、法律上の住民に限定しようという意図で、「住民」という言葉を使うという趣旨だったかと思う。

【委員】

・「参画機会の保障」とあるが、保障とまで言っているのか。

【会長】

あくまで機会の保障であるので問題は無いかと思う。

第15条では、参画機会の保障というところが少し引っかかったというところと、住民投票の住民の範囲が第5項までの町民と比べてあえて書いてあるということをしっかり説明しなければいけないのではないかという意見があったが、文章を変える必要は無いと考える。

○第16条 広域での連携と協力

【委員】

・特になし。9月11日案で確定

○第17条 条例の検証と見直し

【委員】

・「町民参画による委員会」とあるが、他のところでは「審議会」という言葉が出ていた。「審議会」は町長に付属するような組織かと思うが、ここでの「委員会」はどのようなものを想定しているのか。

【事務局】

「委員会」という言葉を使っているが、このまちづくり基本条例審議会のようなものが想定されるので、「審議会」という言葉に変えてもよいと思う。

例えば総合計画を作る際に町長に諮問していただいたが、その見直しを行うときにも見直しの諮問を依頼し、審議いただける委員会をイメージしており、まちづくり基本条例でも見直しの際にはそのような委員会の設置をイメージしている。

【委員】

- ・審議会をつくる前なのであまり町民の関心はないかもしれないが、実際に動き出したら個々の町民の声が上がってくると思うので、町民の声をどう反映するのかを考えておいたほうがよい。

【事務局】

言葉として、「審議会」や「委員会」へのこだわりはない。見直しの時点で審議会という名称になるのか明確でないので、「委員会」という言葉を用いている。

見直しにあたって住民の方の意見を多く聞いてそれを反映するというのが趣旨。他の自治体の場合だと「検討を行うにあたっては、多様な手段を用いて町民の意見を聞くとともにこれを反映しなければならない」など、審議会なのか委員会なのかは決めない形になっているので、次回、そうした点を含めて修正案を提案する。

【会長の見解】

町民参画は基本で、町民の意見を反映しながら見直しを行うという原則が守られるようにしていくときに、委員会と言うのか審議会と言うのか、あるいはタウンミーティングと言うのかは別として、きちんと議論する機会をつくらないといけないという趣旨だろうと考える。

見直しを行うときの手順、そのときの条件、どう見直しを実現していくのかについて、どこまで条例に書き込むのか、書き込まない範囲をどうするのかを事務局で検討し、次回改めて提案いただきたい。

【委員】

- ・見直しの期間について、町長や議員の任期を考えて4年という話があったが、任期がどうであるということとは関係ない。まちづくりは任期に関係ないところでも進んでおり、町民は町民として努力しているので、そういったことも参考にしながら見直しの期間を考えてもらいたい。
- ・見直しの期間について、総合計画が10年ごとなので、それと整合性を持たせるためには5年ごとが良いと思う。
- ・社会状況の変化によっては、1年以内に変えなければならないということが生じるかもしれない。

【会長の見解】

そういう規定を置いている条例もある。最低でも5年では見直さなければならないということで、超えない範囲で社会状況の変化に応じて見直すということなので、見直し検討の組織をほぼ常設し、そこで検討しているケースもある。

第17条のところは「5年を超えない期間ごとに」ということで意見をいただいた。

それから、「町民参画による委員会」については、もう一度事務局で検討し整理したものを提示してもらおう。

3. 前回審議事項の修正案について

事務局から、資料 3 をもとに、前文から第 10 条までの条文案及び逐条解説案の修正箇所の説明後、全体で以下の議論があった。

○前文

【委員】

- ・半分になると寂しい。
- ・前文から「和（やわらぎ）の鐘」の文言が抜けているが、前回の審議会のグループディスカッションのときにも、「和（わ）の精神」についての逐条解説を子どもたちが読んでもよく分からないと話題になった。
もう一つは、聖徳太子の「十七条憲法」に関連して、この条例も 17 条にこだわるという話もあったが、今は 16 条となっている。17 条にこだわるといよりは、他の聖徳太子にまつわる自治体も絡んでくるので、例えば「和（やわらぎ）のまちづくりの基本理念」みたいなものを置いて、その中でこのまちづくりを進めるということにしてはどうか。
「以和為貴（わをもってとうとしとなす）」というのは、喧嘩せずに仲良くやりましょうというよりは、独断で物事を決めない、意見を出し合って耳を傾けて議論して進めましょうというものであるので、参画と協働のまちづくりにぴったりだと思う。
憲法という位置づけに疑問の部分もあるが、人権尊重は「基本原則」よりも上の、「基本理念」に置いてはどうか。神奈川県の方で、ヘイトスピーチに対するまちづくり条例をつくっているところもあった。
「和（やわらぎ）のまちづくりの基本理念」として、「様々な意見に耳を傾けて、活発に意見交換をして物事を決めていきます」、「人権を尊重し、嫌がらせや誹謗中傷等を許しません」、「困っている人に目を向け、困っている人に手を差し伸べる人を応援します」というものを置いてはどうか。「困っている人に目を向け、困っている人に手を差し伸べる人」というところを、「課題解決に挑戦している人」とした方がよいかもかもしれない。
「和（やわらぎ）のまちづくり」は、聖徳太子の「和（わ）の精神」に基づいているので、王寺町の特徴を出しながらつくってはどうか。

【会長の見解】

和（やわらぎ）のまち、和（やわらぎ）のまちづくりを実現していく理念をきちんと入れてはどうだろうかということで提案があった。前文にどこまで入れて、基本原則等のところでどのように反映させるかについて、また議論があるかと思うが、貴重な意見をいただいた。

【委員】

- ・やはりカタカナの言葉には抵抗がある。「シビックプライド」の意味も素案で説明されていますが、できたら外してもらいたい。前回審議会の反映分は、優しさや思いやりが感じられない。以前の文章から「シビックプライド」を抜いた前文が気に入っている。

【事務局】

(資料配布している新聞記事を参照)

郷土愛という言葉と似ているという意見も出たが、単に地域への愛着を示しているのではなく、

権利と義務を持って活動する主体という意味を持つ言葉。また、当事者意識にもとづく自負心が内在しているという意味もあり、「地域に対する誇りや自負心を持ち、積極的に地域づくりのために活動する人たち」を「シビックプライドを持つ人たち」と表現している。

この「シビックプライド」という言葉をまちづくり基本条例に入れることにピッタリの表現だということで前回から使用している。

【委員】

- ・新聞記事の中でも、「初めて聞いた方も多いと思いますが」と書かれているように、これを読んだ人たちが「シビックプライド」という単語だけを見て理解するのはまだまだ難しいと思う。

もちろん、この条例が出される時に言葉が定着していることが理想だが、逐条解説案の中に「誇り」という単語すら出てこないのであれば分かりづらい。

どうしても「シビックプライド」を入れるのであれば、意味をくみ取れるような解説を入れたいが、あえて説明を削っているのか。

【事務局】

もともとの素案の中には、「町を愛し、誇りに思うというシビックプライド」という文言を書いていたが、前回の審議会ですこまで書くのはくどいという意見があり一旦抜いている。

今回の提案ではそういった記述がないので、詳しく記述すべきであったと思う。

【委員】

- ・初めて聞いたときは、よくわからない言葉が入っているなど思っていた。

今は考え方が変わってきて、まちづくり基本条例はずっと残るものなので、あえて策定当時の流行語のようなものを入れて、つくられたときの時代背景が分かるというのもよいのかと思う。

ただし、逐条解説には「シビックプライド」の意味が分かるような文章を入れておくことは必要。

【事務局】

前文があまりにも長すぎるということで、読みやすくコンパクトにするという意見をもとに、今回圧縮したものを提案した。

聖徳太子ゆかりの町ということで、「和（わ）の精神」を継承していくことは王寺を担う子どもたちにとっても必要なことで、「和（やわらぎ）のまちづくりの基本理念」ということも入れるべきだという意見もいただいた。

前文で、どういう町でどういう歴史があり、どういう形で継承していくかについては、しっかりと入れていかないといけないと考える。

「和（わ）の精神」だけではなく、先ほどの指摘の通り、「シビックプライド」という文言自体をもっと丁寧に説明していかなければならないが、同時に説明の文章も変えていかなければならない。町民一人ひとりがしっかりと当事者意識を持つことが重要な点で、「自覚と責任を持ち、町を愛し、誇りに思う」というのも前文に入れたいと思う。

条例の個々の規定だけではなく、前文は、なぜ条例を作り、どういった精神を今後継承していくかという誓いのようなものなので、ある程度しっかりと書きたいと考える。

これまでの委員からの意見を反映させようとする、コンパクトにするのは難しい。短くしようという意見もあったが、できるだけ前文で条文の狙いや思いがはっきりとわかるように記載する方針で、事務局で案を作成する。

【委員】

- ・前回の 651 字の前文に比べると見やすくなった。全部入れてまた 651 字に戻ると読まれなくなってしまったので、そのままコンパクトにしてほしい。

【会長】

前文については、前回のものと、今回の短くしたものとの中間ぐらいのボリュームのものが出てくると考えていただければよいと思う。

【委員】

前文に関しては、長さではなく、必要なものがコンパクトに抑えられているかが大事。

前文に必要なのは、王寺の歴史、地理、住民気質、そして将来目指すものの 4 つ。この 4 つが簡潔に書かれていれば、文章の長さは問題ではない。

【会長の見解】

前文については、今日確定はできないが、次回また事務局から修正案を提示していただく。

和（やわらぎ）の考え方をまちづくりの方向性と関連づけてはどうかということ、「シビックプライド」という言い方についても議論があった。そして、未来に向けてのまちづくりのあり方をしっかりと書いてはどうかという意見もあった。

第 3 条「基本原則」と前文をつなぐような観点でまちづくりの基本方向を明確に打ち出してもよいのではないかと個別の意見もあったので、参考にしていただき、前文での工夫、それから第 3 条での工夫をしていただければと思う。

○第 4 条 町民の権利及び責務

【委員】

- ・第 4 条「町民の権利及び責務」第 1 項で、「個人又はコミュニティとして町政に参画する」とあるが、個人とコミュニティが並列で書かれていることに違和感がある。

コミュニティというのは、所属であったり場所であったり、あるいは活躍のステージであったりするもので、シンプルに「個人及び団体として」とするのはどうか。

- ・コミュニティは第 13 条があるので、個々に入れなくてもよいかと思う。

【事務局】

今回、コミュニティという言葉を一各条項に入れてはどうかという意見を基に記載した。

前回審議会でも説明したが、コミュニティについては第 13 条で規定しているので、あえて個々の条文にコミュニティという表現を入れなくてもよいと思っている。

提案のように「個人又は団体として」とするのであれば、様々な形態があるので、あえて書く必要はないのではないか。

○第 6 条 行政の責務

【副会長】

第 6 条「行政の責務」第 4 項に「行政は、まちづくりを進めるため、必要に応じて、町民に連絡及び調整を行う役割を担います。」と書いているが、逐条解説案を見る限りでは調整の説明しかされていない。連絡については解説をする必要はないのか。

連絡と調整は同じものだと思ってしまっていてよいか。そうであるなら、そうわかるように逐条解説案にも書いておいた方がよい。

【事務局】

連絡については、他の条項で記載があるので、調整についてのみ説明をしている。今回から調整の文言を入れている、この文言自体を入れるかどうかを含めて議論いただければ。

まちづくりに限らず連絡・調整は行政の役割。事務局としては、あえて特出させて定める必要はないのではないかという考えである。

できれば、前回の第3項までの規定でよいのではないかと。

【委員】

- ・「調整」は入れてほしい。まちづくり協議会のところでも調整が必要な場面が出てくると考えられる。

【会長】

前回の議論では、行政がきちんと調整をなささいということで行政の責務に入れるというものがあつたのですが、そこが曖昧になってしまったかもしれない。

【会長】

多くのところは今日確定ができたと思いますので、議論の残ったところは事務局で出た意見を踏まえて、もう一度検討いただいて、次回ご提示いただければと思います。

本日の意見交換は以上としたいと思います。

4. その他

事務局から、資料「令和2年度 王寺町タウンミーティング 開催要項」をもとに、タウンミーティングの開催概要について説明があつた。

以上